

自動車貸付規定

自動車貸付規定

本規定では、借受人を甲と称し、貸渡人・株式会社
を乙と称する。

- (1) 甲は、本規定の各条項を熟読して、これを守り、甲は借受に際し、当該自動車に故障箇所等のないことを確認し、乙へ返車するまで善良な管理者としての注意を以って、自動車を使用・管理し、契約期限内に借受けた時と同じ状態にて乙に返還しなければならない。
- (2) 甲は、自動車の借受後乙へ返車するまで、自動車の法律上、事実上ともに甲が支配するものであるから、その間に発生した問題は全て甲の責にて解決し、乙に迷惑をかけない。甲の解決の為、乙が第三者に金品を支払った時は、甲は乙に対してその金額を返還する。甲は、第三者を自動車に同乗させる時は、同乗者に損害が発生しても、乙に請求しないよう通告し、その承諾を得なければならない。
- (3) 甲は、貸渡自動車の借受期間中、当該自動車を以って次の各号の行為をしてはならない。
営業行為及びそれに類似した行為
第三者に転貸する行為
- (4) 甲は、借受期間中に事故又は盗難にあった時は、直ちに乙へ報告しなければならない。又、甲の借受期間中に他人又は他の財物に損害を与えた場合、乙が予め当該自動車に附保した保険によって、甲はその損害賠償責任の全部、又は一部を免れることができる。
- (5) 借受期間中の走行に要する燃料の費用は全額甲の負担とし、返還時に当該自動車のガソリンを補充して領収書と同時に乙へ返還する。
- (6) 甲は乙より自動車を借り受ける場合、乙に対して次の借受費用を支払わなければならない。
イ．夜間から翌朝まで 1回 1,000円
ロ．休日1日(前日の夜間から休日を含み翌朝まで) 1回 2,000円
- (7) 本規定は平成 年 月 日より発効する。

平成 年 月 日